

経営環境変化対応貸付【認定企業】（ALPS処理水海洋放出）取扱細目

1 最近1か月間の考え方について

「最近1か月間」の考え方については、原則として直近月1か月間とするが、直近月の売上が未集計である等の理由により確認できない場合は、最大で4か月前から起算することができるものとする。「その後2か月間を含む3か月間」についても同様とする。

※ 例えば、令和5年9月にあっせん申込を行う場合における「最近1か月間」は、原則として令和5年8月となり、「その後2か月間を含む3か月間」は、原則として令和5年9月から令和5年11月の3か月間となる。

※ しかし、売上が未集計である等の場合は、最もさかのぼって令和5年5月の売上高等の実績を「最近1か月間」の実績とし、令和5年6月及び7月の売上高等の見込みを含む3か月間の売上高等の見込みを「その後2か月間を含む3か月間」の見込みとして取り扱ってよい。

2 あっせん機関の責務

あっせん機関は、別添調書の内容について、事業者からの書類等により、要件に該当していることを確認するものとする。